

新上五島町若者定住促進事業補助金 交付申請の手引き

平成29年4月
総合政策課 地域づくり班

新上五島町若者定住促進事業補助金について

新上五島町では、人口の減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、町内に定住するために住宅を新築、又は購入、若しくは建替えを行なった若者を対象に、定住促進補事業助金を交付します。

1. 補助の対象となる方 → 以下の要件(1)～(9)をすべて満たす方

- (1) 平成28年4月1日以降に住宅を新築、又は購入、若しくは建替え（以下「新築等」という。）を行い、この補助金の交付を申請した日において、40歳以下の方
- (2) 住宅の所有者である方
(共有名義の場合は、持分 1/2 以上の方。また、持分が 1/2 の方が 2 名の場合は、どちらか一方)
- (3) 世帯全員が、新築等を行った住宅の所在地において、住民基本台帳に登録された方
- (4) 新築等を行った住宅を生活の本拠として、引き続き10年以上居住する方
- (5) 中学生以下の子を養育している場合は、申請時において島内の高校までを卒業する意思がある方
- (6) 世帯全員が、市区町民税を滞納していない方
- (7) 住宅を新築及び建替えをする場合、平成28年4月1日以降に町内の業者と工事請負契約を行う方
また、住宅を購入する場合、平成28年4月1日以降に売買契約を行う方
- (8) 本町に所有する住宅がない方
- (9) 公共移転補償でないこと。

■ 補助対象者チェック表

✓ 現在、40歳以下である。	いいえ →	補助の対象者とはなれません
↓ はい		
✓ 町内に住宅を所有していない。	いいえ →	
↓ はい		
✓ 平成28年4月1日以降に住宅の新築、又は購入、若しくは建替え（以下「新築等」という）に関する契約を締結する。	いいえ →	
↓ はい		
✓ 世帯員の中に、税を滞納している者がいない。	いいえ →	
↓ はい		
✓ 新築等を行った住宅の権利に関する登記を行い、自分の持ち分が、2分の1以上である。	いいえ →	
↓ はい		
✓ 新築等を行った住宅に居住するため転入又は転居の手続きを行う。	いいえ →	
↓ はい		
✓ 新築等を行った住宅に世帯全員が居住しており、今後10年以上居住する。	いいえ →	
↓ はい		
補助の対象者となります		
同一の世帯に補助対象者が2名いる場合は、いずれか一方のみが申請できます		

2. 補助金の額（基本額＋加算額）

（基本額）

- ・新築（土地購入費除く）10／100（上限150万円）
- ・購入（土地購入費含む）10／100（上限100万円）
- ・建替え（解体撤去費除く）10／100（上限150万円）

※店舗併用住宅の場合は、補助額を居住部分の面積で案分
※区分ごとの補助対象経費を合算することはできない。



（加算額）

- ・子育て加算（一人25万円）
※中学生以下の子を養育している方
- ・分譲地加算（50万円）
※町に分譲地を購入し新築する方

3. 補助金交付までの流れと手続き（申請 → 交付決定 → 完了報告 → 請求）

（補助金の申請） 申請時期：新築及び建替えは工事着手前（購入は売買契約後）

- ☑ 新上五島町若者定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ☑ 世帯全員の住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- ☑ 世帯全員の納税証明書、若しくは非課税証明書
- ☑ 新築及び建替えは、工事請負契約書の写し、購入は、売買契約書の写し
- ☑ 土地購入契約書の写し（借地の場合は、土地賃貸借契約書の写し）
- ☑ 土地の登記事項証明書（借地の場合は、必要なし）
- ☑ 土地の公図（字図）
- ☑ 住宅及び土地の位置図 ☑住宅の平面図（間取り、床面積が確認できるもの）
- ☑ その他町長が必要と認める書類

※代理人による申請や、郵送による申請も可能。同一世帯以外の方を代理人とする場合は、受任者の身分を証明する書類（免許証など）を添付した委任状を提出。また、各種証明書の取得に関しては、発行元にご



（補助金の交付決定）

- ☑ 新上五島町若者定住促進事業補助金交付決定通知（様式第2号）
 - 提出された申請書及び書類の審査や実地調査により、適当であると認められたとき申請者へ通知

（補助金の不交付決定）

- ☑ 新上五島町若者定住促進事業補助金不交付決定通知（様式第3号）
 - 提出された申請書及び書類の審査や実地調査により、適当でないと認められたとき申請者へ通知

（申請内容に変更等がある場合の届出）

- ☑ 新上五島町若者定住促進事業補助金変更（取り下げ）承認申請書（様式第4号）を提出

（申請者へ通知）

- ☑ 変更申請を受理し、その内容を審査して、新上五島町若者定住促進事業補助金変更（取り下げ）承認通知書（様式第5号）により申請者へ通知



(完了報告) 報告期限：各年度3月10日までに提出

- ☑ 新上五島町若者定住促進事業補助金完了報告書（様式第6号）
- ☑ 取得した住宅の登記事項証明書（申請者の所有権が確認できるもの）
- ☑ 新築等に係る領収書、又は銀行振込控えの写し
- ☑ 住宅の写真（着工前、工事中、完成、購入した住宅）
- ☑ 入居後の世帯全員の住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- ☑ 国、県又は本町の制度による他の補助金をうけている場合は、当該補助金の額が確認できる書類
- ☑ 定住確約書



(補助金の確定通知)

- ☑ 新上五島町若者定住促進事業補助金確定通知（様式第7号）
 - 完了報告書及び書類の審査や実地調査により、補助金の額を確定し申請者へ通知



(補助金の請求)

- ☑ 新上五島町若者定住促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を速やかに提出



(補助金の受領)

- ☑ 指定口座へ振り込み（1ヶ月程度）

(補助金の取り消し及び返還)

- ☑ 補助金の交付を受けた日から起算して10年未満で転居し、又は転出したとき
 - ☑ 補助金の交付申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき
 - ☑ 新上五島町若者定住促進事業補助金交付要綱に違反したとき
 - ☑ 町長が補助金の取り消し相当と認めたとき
- **補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金の全額を返還しなければならない。**

(申請書の提出先及びお問い合わせ先)

長崎県新上五島町 総合政策課 地域づくり班
〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1

tel. 0959-53-1111 / fax. 0959-53-1100

E-mail: seisaku@town.shinkamigoto.lg.jp

交付申請等の様式は、新上五島町のホームページからもダウンロードできます。

<http://official.shinkamigoto.net/>